

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定事務取扱要綱

〔平成26年1月22日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地球温暖化対策を推進するに当たり、地球温暖化対策の普及啓発の拠点として、関連事務および事業を適正かつ確実に実施できる市内の1団体を、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、秋田市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）に指定するため必要な事項を定めるものとする。

(センターの公募)

第2条 市長は、センターを指定しようとするときは、2週間以上の期間を定め、指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）を公募するものとする。

(申請団体の資格要件)

第3条 申請団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された一般社団法人もしくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為において、市内に主たる事務所が所在することとなっている団体であること。
- (2) 市内において地球温暖化防止に係る普及啓発等の活動実績（法人設立前の活動を含む。）があり、定款又は寄附行為に地球温暖化防止に寄与する旨の活動が明記されていること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。

(指定の申請)

第4条 申請団体は、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項が別に定める日までに秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式第1号）および業務提案書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該申請団体が設立の日以後3年を経過していないため、第6号および第7号に掲げる書類を添付できないときは、設立前の収支計算書および貸借対照表又はこれらに準じる書類を添付することにより、当該書類に代えることができる。

(1) 事業実績書（様式第3号）

(2) 確認書（様式第4号）

(3) 定款又は寄附行為

(4) 登記事項証明書

(5) 役員の名、住所および略歴を記載した書類

(6) 収支計算書（直近の3年分）

(7) 貸借対照表（直近の3年分）

(8) 財産目録（直近のもの）

(申請書類の補正)

第5条 市長は、申請書類に形式上の不備があると認めるときは、申請団体に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

(申請書類の返却)

第6条 市長は、第4条の規定により提出された申請書類を返却しないものとする。

(選定委員会)

第7条 市長は、申請団体のうちから、センターとして最も適切な団体（以下「候補団体」という。）を選定するため、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定候補団体選定委員会（以下「選定委員会」とい

う。)を設置する。

2 選定委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 委員長 環境部長

(2) 委員 環境部次長

環境部環境総務課長

環境部環境総務課地球温暖化対策担当課長

地球温暖化防止活動に関し知識経験を有する者

3 選定委員会は、委員長が招集し、過半数の委員の出席によって成立する。

4 委員が出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。

(選定の基準等)

第8条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を選定基準として採点を行って候補団体を選定し、市長に報告するものとする。

(1) 第3条に規定する申請団体の資格要件を満たしていること。

(2) 申請団体の組織体制、人材等について、センターの業務を遂行できる能力があると認められること。

(3) 財政基盤が安定していること。

(4) 提案事業について、具体性および実現可能性があること。

(5) 提案事業の実施により、地球温暖化防止の効果が見込まれること。

(6) 提案事業について、費用対効果を考慮していること。

2 選定委員会は、前項の規定による選定を行うに当たり、申請期限の日から起算して10日以内に、申請団体の代表者等の出席を求めてヒアリングを実施するものとする。

(センターの指定)

第9条 市長は、申請期限の日から起算して30日以内に、選定委員会の結果に基づき、センターを指定するものとする。

2 市長は、前条の規定により選定された候補団体を指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該候補団体に代えて、申請団体のうちから、前条第1項各号に掲げる基準に照らし、当該候補団体に次いで適当と認

める団体を指定することができる。

3 市長は、センターの指定をしたときは、速やかに、申請団体に対し、その結果を通知するものとする。この場合において、指定した団体には秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定通知書（様式第5号）を、不指定とする団体には秋田市地球温暖化防止活動推進センター不指定通知書（様式第6号）を送付するものとする。

4 市長は、指定した団体に対し、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定証（様式第7号）を交付するものとする。

（指定期間）

第10条 センターの指定期間は、3年とする。

2 前項の指定は、再指定を妨げない。

（名称等の変更）

第11条 センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「府令」という。）第6条第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した名称等変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 センターは、府令第6条第2項に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第12条 市長は、センターの財産の状況又は事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、法第38条第4項の規定に基づき、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第9条の指定を取り消すことができる。

3 市長は、前項に定める場合のほか、指定を継続することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、第9条の指定を取り消すことができる。

4 市長は、前2項の規定によりセンターの指定を取り消すときは、当該団体に秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定取消通知書（様式第9号）を送付するものとする。この場合においては、事前に、行政手続

法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の聴聞の手続を執らなければならない。

（事業計画書等の提出）

第13条 センターは、府令第9条の規定に基づき、毎年度の事業開始前に、事業計画書および収支予算書を市長に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、第9条の規定により指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 センターは、毎年度終了後3箇月以内に、当該年度に係る事業報告書（様式第10号）および収支決算書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（センターの活動）

第14条 センターとして指定された団体は、法第38条第2項各号の規定により活動を行うほか、第4条第1項の業務提案書に沿った事業および本市が実施する地球温暖化対策に資する各種事業を行うものとする。

（経費の負担等）

第15条 市は、前条に規定する活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（活動の支援）

第16条 市は、センターの資質の向上および円滑かつ積極的な活動の推進を図るため、情報の提供等センターの活動の支援に努めるものとする。

（遵守事項）

第17条 センターの役員又は職員は、その立場を利用して、政治活動、宗教活動その他センターの社会的信用を維持する上でふさわしくない活動をしてはならない。

2 センターの役員又は職員は、その活動において知ることができた秘密を保持しなければならない。その職を退いた後又はセンターの指定の期間が満了し、もしくはその指定を取り消された後も、同様とする。

（事務）

第18条 この要綱に関する事務は、環境部環境総務課において行う。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

(秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定団体選定委員会設置要項の廃止)

2 秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定団体選定委員会設置要項(平成23年10月26日環境部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団体名および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 団体名
 - (2) 住所
 - (3) 代表者の氏名
- 2 事務所の名称および所在地
 - (1) 事務所の名称
 - (2) 事務所の所在地
- 3 申請に係る担当者の氏名および連絡先
氏 名
連絡先

様式第2号（第4条関係）

業 務 提 案 書

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

1 国庫補助金等活用事業

事業名	
事業目的 および 事業概要	
事業内容 および 実施計画	
事業実施に よる効果	
実施体制 (人員等)	
必要経費	

2 指定団体の自主事業

事業名	
事業目的 および 事業概要	
事業内容 および 実施計画	
事業実施に よる効果	
実施体制 (人員等)	
必要経費	

様式第3号（第4条関係）

事業実績書

団体の名称	
-------	--

年月日	事業名	事業内容等	備考

様式第4号（第4条関係）

確 認 書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定を申請するに当たり、下記の資格要件等を満たす者であることを確認しています。

記

- 1 定款又は寄附行為において、市内に主たる事務所が所在することとなっている団体であること。
- 2 市内において地球温暖化防止に係る普及啓発等の活動実績（法人設立前の活動を含む。）があり、定款又は寄附行為に地球温暖化防止に寄与する旨の活動が明記されていること。
- 3 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- 4 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと。
- 5 暴力団又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。
- 6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。

様式第5号（第9条関係）

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

貴団体を、秋田市地球温暖化防止活動推進センターに指定することと決定したので、通知します。

については、下記のとおり指定証を交付しますので、ご来庁くださるようお願いします。

記

1 交付日時 年 月 日（ ）
午前・午後 時 分

2 交付場所

担 当 環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

秋田市地球温暖化防止活動推進センター不指定通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けで申請のあった秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定については、審査の結果、不指定となりましたので、通知します。

不指定の理由

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当 環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

様式第7号（第9条関係）

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定証

様

貴団体を秋田市地球温暖化防止活動推進センターに指定します。

指定期間 自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

秋田市長

印

名 称 等 変 更 申 請 書

（宛先）秋田市長

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

名称等の変更をしたいので、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後の団体名および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 団体名
 - (2) 住所
 - (3) 代表者の氏名
- 2 変更後の事務所の名称および所在地
 - (1) 事務所の名称
 - (2) 事務所の所在地
- 3 変更の理由
- 4 申請に係る担当者の氏名および連絡先
氏 名
連絡先

秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定取消通知書

環 総 第 号
年 月 日

様

秋田市長

秋田市地球温暖化防止活動推進センターの指定を、下記の理由により取り消しますので、通知します。

取消理由

〔教示〕

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当 環境部環境総務課
地球温暖化対策担当
直通
F A X

事業報告書

年 月 日

（宛先）秋田市長

年度に実施した秋田市地球温暖化防止活動推進センター事業について、秋田市地球温暖化防止活動推進センター指定事務取扱要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 事業内容

年月日	事業名	事業概要	備考

備考 必要に応じて資料を添付してください。

3 事業についての自由意見

4 報告に係る担当者の氏名および連絡先

氏 名

連絡先